

昭和一九、二、四
金・等
〇五九
九

昭和十九年度の税制の改正に就て

松隈秀雄氏談話



昭和十九年度の税制の改正に就て

(本文は世界經濟調査會第一〇二回會合(昭和一九二四)に於る大藏省主税局長松隈秀雄氏の談話要領筆記を同氏の加筆を得て取纏めたものである)

一、緒言

今回は直接税を中心として間接税に就ても或程度の増税を行ふこととし目下議會に於て審議中であるが、それがため改正する法律は全部で三十件に及ぶのであるが、一の法律に纏めることとした。第一條に於ては所得税法を改正し、第二條に於ては法人税法を改正し、最後に第三十條で地方分與税法の改正を行つたので外國のファイナンスアクトに形が類似して來た。増税の内容の細かい點に就て申上ぐることは避けて増税の狙ひ所と云つた處な大きな目標に就て申上げることとする。

二、増税の目標

第一は勿論財政の増化である。豫算は戦争によりいよいよ膨脹し昭和十九年度一般會計は本豫算及追加豫算第一、第二を合せて約二百一億圓、それに臨時軍事費特別會計の三百八十億圓を加へると約五百八十一億圓となり、重複した部分の約七十二億圓を差引いた兩會計豫算の純計は約五百九億圓に達する。これに比較して昭和十八年度の兩會計

豫算の純計は約三百七十億圓であつた。斯く豫算は膨脹して参り、この財源の大部分は公債で賄ふのであるが、一方に於て租稅收入の増加を圖り財政の基礎を鞏固ならしめるため直接稅を中心とする増稅を行ひ併せて間接稅に付ても増徴を行つたのである。

吾二は増稅に依り購買力を吸收し、戰時經濟の運営を圓滑ならしめんとするにある。財政の膨脹につれ政府資金の撒布が増加する。一方戰爭の熾烈化に伴ひ軍需を中心とする生産増強の必要上民需は壓迫される。そこで政府資金の撒布されたものが購買力となつて勿に向ふことになれば、インフレーションを助長する虞れが生ずるので、戰時中の施策としては彈力浮動購買力を吸收せねばならない。このためには貯蓄も必要であるが、増稅を以て民間所在資金を國庫に引上げることが必要であつて、今回直接稅と同時の間接稅も増稅することになつたわけである。

吾三は所謂新興所得階級の課稅の充實強化を狙つたことである。政府資金撒布の増加は前述の如くであるが、これが國民の間に如何に所得となるかと云ふに、大所得者の所得も伸びてはゐるが、中小の所得階層に於る所得の増加が著しい。大所得者の所得は主として配當が重役賞與さかであつて、これは逕達統制令に依つて制限を受けてゐるから、左程伸びない。日傭者、小運送業者、物品修繕業、近郊の農民等の中には、金額は大きくないが所得の殖え方が著しい者がある。而も現行制度ではこれ等の者に對する課稅の徹底を期する

ことは困難な事情にある。他面彼等は貯蓄の方面に於ても必ずしも成績が上つてゐない。斯くては公平の觀念にも反するので、今回立法上の措置として、日債勞務者等に付ては從來乙種事業所得として賦課課税であつたのを、丙種事業所得として源泉課税を行ふこととし、賃金等の報酬を支拂ふ義務ある者に於て報酬支拂の際税金を徴収することとした。即ち一日三圓を超過する金額に對し百分の十五の税率に依り課税することとした。一日三圓としたのは各人に付一々基礎控除、扶養家族控除、生命保険料の控除も出來ないから、一日三圓と平均的に見たのである、従つてその個人に依り損益が出來るが過納者に對しては申告により翌年に於て還付することとした。次に原稿料、講演料、音聲吹込料等は從來これを課とする者だけに對して賦課課税を行つてゐたが、今回は此等の所得に付ても總て分類所得税を源泉課税することとした。即ち全額の二割を超過として控除し、殘額の八割に對して百分の十五の税率に依り課税することとした。

第四は臨時租税措置法を廣範圍に亘つて改正し、生産力の擴充、貯蓄の増強、企業整備の進捗その他國家重要政策と租税との調和を図ることとした。

第五は徴税及納税事務の簡素化を図つたことである。決戦行政確立の爲人員も削減され一方物資の節約を図る必要もあるので、徴税方法の簡易化、納期の改正等各種の施策を行つた。

第六は罰税の取締りを強化した。例へば遊興飲食税に對しては從來の方法では業者が税金を著脱する虞れがあつたから、これを防止するため領收書だけでなく納税證紙を貼つて消印をさせることにした。然し大衆食堂の如く一時に客の混雑する所ではこの手取を掛けることが甚へないので、斯る飲食店に政府が指定して納税印符を客に渡すことにして、領收書及納税證紙に代へることとした。例にせよこれには客も協力せねば脱税の防止の完壁は期し難い。次に從來罰税の脱税に對して罰金は税額の五倍であつたがこれを五倍を超えて十倍迄行き得ることとし、五年以下の懲刑をも科することが出来ることにした。元來財政罰に於て懲刑を科することは行過ぎと云はれたが、經濟事犯に對して現在懲刑を科し得ることとなつてゐるのに鑑み、罰税の脱税に對しても懲刑を科することとしたので、今後は業者も注意することであらう。

三、増税の基調

以上は今回の増税の目標に付述べたのであるが、増税は勿論、戦時下の稅務行政の基調となるものは從來權利、義務と云ふ言葉に伴ひ時を官民の對立觀念を捨てて、戦變を晴ふたため國民は當然負擔に任ぜねばならぬと云ふ皇國本來の祖傳觀念を明確にせねばならぬことが第一點である。そのために皇國祖傳理念調查會を設けてこれを闡明することとした。

第二點は徴稅機構の擴充強化である。戰爭になつてから待遇の關係から優秀な稅務官吏で他に轉ずる者が出たり、又應召等で稅務官吏が手不足となるが、稅務陣容の弱化を防ぐことは勿論、出來るだけ之が擴充強化を圖り、課稅の適正を明することが戰時下の財政運営の爲臆要である。

國財政上租税の占むる割合

次に細いことは抜きにして極めて一般的常識的なことに就て申上げる。

第一は租税の賦課に對する租税の割合の問題である。

事變以來増税はこれで八回目である。然らば今までの増税で何程の増收となつたか云ふに増税當時の平年度増收見積額で云ふと今までの七回で約四十一億八千五百萬圓今回の増税が約二十五億七千六百萬圓で、合計約六十七億六千二百萬圓である。この増税の結果十九年度の租税収入は百十二億一千四百餘萬圓となり、事變前の昭和十一年度の豫算では僅に十億四千五百餘萬圓であつたのに比し、十倍以上に増大してゐる。尙歲計總額と租税との割合を見るに、昭和十八年度歳入純計約三百七十億圓に對して、租税、印紙收入、專賣局益金、日本銀行納付金特別會計より臨時專賣特別會計に繰入れたる額等を合せて地方分與税の還付税收入を除いたものは——假に廣義の租税と呼ぶ——九十六億二千餘萬圓で二六%、公債は二百六億八千三百餘萬圓で五六%、其他諸收入が六十八億二千九百餘萬圓で一八%（此中には三十三億圓の南方借入金が含まれてゐる）。此に對し昭和十九年度は廣義の租税が百三十八億四千六百餘萬圓で二七%前年度に比し一%の向上である。公債は二百六十八億九千九百餘萬圓で五三%であり前年度に比し三%減、其他の諸收入が百億九千百餘萬圓であつて（其中南方借入金七十億圓）二〇%となつてゐる。ところが昭和十一年度に於ては歳入純計に對する租税及公債の割合は逆であつて、租税の占むる割合は

五八%、公債が二六%其餘の諸收入が一六%であつた。

第二は直接税と間接税との割合の問題である。

従来は間接税は増税力に應じない大衆課税であり、直接税の方が合理的な租税であること云はれたが、戦争中は必ずしも従来からの租税理論に依つてのみ律する譯に行かなくなつて來た。此割合を諸外國と比較するに

昭和十八年度

國	直接税	間接税	其他
日本	五六%	四〇%	四%
米國	八八%	一〇%	二%
英國	六五%	三三%	一%

即ち英米は直接税に重點を置き又日本は専ら前は大体間接税六、直接税四の割合であつたが最近逆に大体間接税四、直接税六となつてゐる。

第三は租税總額の中如何なる税が主位を占めるかの問題である。

主要な國に於て所得税が第一位を占めて居ることは例外が無いことは別表の通りである。

我國に於ける所得税の内譯

分類	所得税	其他
分額	二七億	二七億
綜合	一〇億	一五億
特別	一億	三億
計	九億	九億

等は直接税の税率から見た各国比較である。

國	種	所得	率
日本	分類所得	一、二、四八〇、〇〇〇千圓	三九%
日本	綜合所得	四九七九、〇〇〇千圓	三九%
獨逸	分類所得	一七六九〇、〇〇〇千マルク	四三%
獨逸	綜合所得	七七五八、〇〇〇千マルク	四三%
米國	分類所得	五〇、〇〇〇、〇〇〇千ドル	一%
米國	綜合所得	二〇、〇〇〇、〇〇〇千ドル	一%
英國	分類所得	二、八七四、〇〇〇千パウンド	四三%
英國	綜合所得	一、二五五、〇〇〇千パウンド	四三%

(日本) 最高 分類所得 $\frac{21}{100}$ 綜合所得 $\frac{74}{100}$

従つて五十萬圓を超える部分の所得に對しては $\frac{98}{100}$

最低 分類所得 $\frac{13}{100}$ 綜合所得 $\frac{8}{100}$

(英國) 最高 普通税 $\frac{50}{100}$ 賦課 $\frac{47.5}{100}$

従つて二萬パウンドを超える部分の所得に對しては $\frac{97.5}{100}$

最低 普通税 $\frac{22.5}{100}$ 賦課 $\frac{10}{100}$

(米國) 最高 普通税 $\frac{8}{100}$ 賦課 $\frac{32}{100}$

外に戰勝税 $\frac{5}{100}$ あり五百萬ドルを超える部分の所得に對しては $\frac{93}{100}$ となる。

最低 普通税 $\frac{6}{100}$ 賦課 $\frac{15}{100}$

他に戦勝税 $\frac{5}{100}$ を加ふ。

(獨逸) 最高 $\frac{65}{100}$ で打切る

最低 $\frac{0.85}{100}$ (賦課所得税の最低は $\frac{16}{100}$)

即ち日本は所得税の最高税率は米英の中間であるが、最低税率は必ずしも高いと云へない。

法人負擔は

日本 $\frac{30}{100}$ 英國 $\frac{50}{100}$ (個人と區別せず)

米國 $\frac{40}{100}$ を最高 $\frac{25}{100}$ が最低

獨逸 $\frac{55}{100}$ を最高 $\frac{30}{100}$ が最低 (公益法人は $\frac{15}{100}$)

臨時利得税又は超過利得税の最高率は

日本 $\frac{80}{100}$

英國 $\frac{100}{100}$

米國 $\frac{90}{100}$ (一九四三年下院可決案は $\frac{95}{100}$)

相續税は日本は獨特の家族制度があり、家督相續に付ては遺産相續より税率を低くしてゐるので、歐米に比べて税率は低いと云へる。

第三は間接税の税率から觀た各國比較である。
以下換算率は昭和十六年末の官報による。

酒類	日本	英國	米國	日本	英國	米國	日本	英國	米國	白砂糖
第一級ウイスキー	一石當り	一石當り	一石當り	第一級葡萄酒	一石當り	三鞭酒及其他の沸騰性葡萄酒	一石當り	非沸騰性葡萄酒	一石當り	沸騰酒及類似飲料
火酒(專賣)	一石當り	標準高度の酒精	一石當り	第一級葡萄酒	一石當り	三鞭酒及其他の沸騰性葡萄酒	一石當り	非沸騰性葡萄酒	一石當り	沸騰酒及類似飲料
一萬百三十五圓	一千四百七十二圓	六千二百五十圓	二千九十二圓	一千二百八十五圓	一千一百九十圓	二千四百三十八圓	一千二百四十六圓	一〇〇斤に付き	十七圓五十錢	十七圓九十錢
十九圓八十四錢四厘	一圓七十三錢	四圓二十六錢	一〇〇斤に付き	十七圓五十錢	十七圓九十錢	十四圓十二錢				

米 國 二圓九十二錢

マツチ 一千本に付き

日 本 二十五錢

獨 逸 十五錢

英 一圓十九錢

米 二十三錢

入場税の最高は

日本は五圓に對し十圓

獨逸無し

英國 五圓に對し二圓十四錢

米國 五圓に對し四十八錢

其他物品税の最高税率百分の百二十は列強中最高であるのみならず、遊興飲食税の最高税率百分の三百に至つては世界無比とも見える。従つて間接税の税率は概して他の諸國より高いと云へる。

以 七